

# 出雲市小規模修繕工事等希望者登録申請をされる方へ

## 【1. 一般的事項】

### 目的

この制度は、出雲市が発注する小規模な修繕及び工事等について、受注を希望される市内業者を登録し、市内業者の受注機会を拡大するとともに市内経済の活性化を図ることを目的とします。

### 適用範囲

小規模修繕工事等とは、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である修繕及び工事等のうち、1件の請負対象額が50万円未満のものとし、(工種の分類は、別表1「小規模修繕工事等工種分類表」のとおりです。)

なお、実際に本制度に基づき発注するかどうかの判断は、発注担当課が行います。

### 登録できる事業者

次の1～6のすべてに該当することが要件となります。

- 1 市内に主たる事業所を置く者であること。

※事業所とは、経済活動が行われている場所の単位で、商店、工場、事務所、営業所など1区画を占めて事業を行っている場所です。個人で自家営業している人(例：〇〇ガラス、〇〇建具、〇〇大工、〇〇左官等)で事業を行う場所が一定していない場合は、その人の自宅を事業所とみなします。

- 2 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者でないこと。
- 3 出雲市建設工事競争入札有資格者名簿に登録されていないこと。
- 4 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有すること。
- 5 市税を滞納していないこと。
- 6 工種分類で土木関係工事のうち「17 道路・河川・農業用施設」を希望する場合は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 主任技術者となり得る資格を有する技術者を1名以上有すること。

イ 自社所有等により小型建設機械(ミニバックホウ等)の常時稼動が可能であること。

### 登録の方法

- 1 申請書類

登録を希望される方は、申請書等(下記の①～⑦)を持参により各1部提出してください。

なお、郵送による提出は認めませんのでご注意ください。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 出雲市小規模修繕工事等希望者登録申請書(様式第1号)</li><li>② 市税情報確認同意書(様式第2号)</li><li>③ 誓約書(様式第3号)</li><li>④ 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し</li><li>⑤ 債権者登録申請書 ※既に登録のある方は、不要です。</li><li>⑥ 同意回答書 ※登録内容の公開に関する同意回答書です。</li><li>⑦ 84円切手 ※登録通知の返信用です。</li></ol> |
|--|

- 2 受付時期

令和5年2月1日(水)から2月24日(金)まで(土曜・日曜・祝日は除く)

時間：9時～12時、13時～17時

※なお、令和5年4月1日以降も、随時の登録申請(毎月25日締切、翌月1日登録)を受け付けます。

### 3 提出場所

出雲市役所 3階 管財契約課 (TEL: 21-6640)

内容を確認のうえ受付しますので、申請書をご持参ください。

### 4 有効期限

令和7年(2025)3月31日

※随時の登録申請をされた場合は、申請の翌月1日から上記有効期限までとなります。

### 5 登録できる工種

①登録できる工種は、最大で5工種までです。(自ら施工できる工種で申請してください。)

②「希望する工事の所在地の範囲」を中学校区で分類した区域から選択していただきます。

上記①の登録希望工種ごとに別表2「希望中学校区一覧表」から中学校区の区域を2つまで選択することができます。

#### 登録名簿

1 登録を申請し、市が行う資格審査により登録業者に認定した場合は、出雲市小規模修繕工事等希望者登録名簿に登録し、その旨を名簿登録者に通知します。

2 登録名簿は、小規模修繕工事等の業者選定に活用します。

※名簿への登録は、指名及び契約を約束するものではありません。

#### 登録事項の変更等

登録事項に変更又は事業の廃止があったときは、速やかに、「出雲市小規模修繕工事等希望者登録事項変更(廃止)届(様式第4号)」により届け出てください。

## 【2. 契約に関する事項】

#### 発注の方法

原則として、発注担当課が登録名簿より業者を選択し、見積依頼を行います。

※設計金額20万円未満の修繕の場合は、見積依頼を省略することもあります。

#### 契約の方法等

1 契約の相手方になった場合、発注担当課が書面(契約書)を作成し、契約に関する手続きの連絡を行いますので、それに従って契約を行ってください。

※設計金額20万円未満の修繕の場合は、契約書を省略することがあります。

2 契約の履行は、出雲市契約規則等に基づき、誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、自ら施工することとし、一括下請け(丸投げ)はもちろん下請けは原則認めません。

3 請負代金の支払いは、業務終了後に行う検査に合格した後、請求に基づき支払います。

#### 登録の取り消し

名簿登録者が次の1~3のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

1 登録できる事業者の要件のいずれかに該当しないこととなったとき。

2 倒産、破産又は契約の履行が不可能な状態になったとき。

3 契約に関して不正又は不誠実な行為があったとき。

## 【3. 申請書の書き方】

### 1 所在地又は住所

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記入してください。

## 2 商号又は名称

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業者の場合は、通常使用している商号・名称がある場合は、それを記入してください。

## 3 代表者職・氏名

法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業者の場合は、契約書の相手方、請求書の請求者となる職・氏名で記入してください。

(例：「代表 出雲太郎」)

## 4 希望工種

① 登録希望工種は別表1「小規模修繕工事等工種分類表」の中から5工種以内で選択し、該当する番号を記入してください。

ただし、法的な許可・免許・登録等を必要とする工種を希望する場合は、それらを受けていなければ申請することはできません。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。なお、不明な点があれば、管財契約課（電話：21-6640）におたずねください。

〈工種例〉

- 電気設備** ・ 作業者が第2種電気工事士以上の有資格者
- ガス設備** ・ 会社が特定液化石油ガス設備工事事業者の登録事業者  
・ 作業者が液化石油ガス設備士の有資格者

- 給水・排水・衛生設備** ・ 出雲市上下水道局指定給水装置工事事業者（必須）  
・ 出雲市排水設備工事指定工事店（該当があれば）

※工事内容に下水道接続を含む場合、出雲市排水設備工事指定工事店である必要がありますので、該当の方は申請時に証明書類を提出してください。

また、土木関係工事のうち「17 道路・河川・農業用施設」を希望される場合は、下記の2つの事項に係る証明書類を添付してください。

### **道路・河川・農業用施設**

- ・ 主任技術者となり得る資格を有する技術者（例：2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士）の資格証の写し
- ・ 小型建設機械（ミニバックホウ等）を自社所有やリース契約により常時稼動が可能であることを確認できるもの（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

② 登録を希望する工種ごとに、受注を希望する工事の所在地の範囲を別表2「希望中学校区一覧表」より 2つまで選び、該当する中学校の名称を記入してください。

工事の施工場所が、上記の希望された中学校区の区域である場合に、その区域を希望する業者を優先して見積依頼の対象業者とします。原則として、希望以外の中学校区では見積依頼の対象となりません。ただし、希望された校区の隣接校区に同工種の業者登録がない場合、見積依頼をすることがあります。

## 5 その他

- ① 提出書類に不備があるものは受付できませんので、記載漏れ等にご注意ください。
- ② 申請において、虚偽の記載事項があった場合は、登録を取り消すことがあります。